

リフレッシュ事業実施要項

(目的)

この目的は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という。）加入の福祉施設でご活躍されている会員に、リフレッシュしていただくために旅行を提供する。

(助成対象者)

助成対象者は、毎年4月1日時点において会員であって、共済会の加入期間が継続して10年以上の会員。なお、退会した会員であっても、再加入した場合は、期間を継続することができる。

また、一度利用助成を受けた会員であっても利用後、10年経過した会員は、再度対象者になることができる。

(助成方法及び助成金額)

助成方法及び助成金額は、リフレッシュ事業参加申込時に助成対象者であることを申告することで、共済会が確認の上、参加費用の内50,000円を共済会が負担する。

附 則

この要項は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日より施行する。